

越監公表第1号

平成30年2月9日付けで提出された越谷市職員措置請求について、地方自治法第242条第4項の規定により監査を執行したので、同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年4月6日

越谷市監査委員 井上茂平

越谷市監査委員 竹岡善幸

越谷市監査委員 金井直樹

越谷市監査委員 松島孝夫

越谷市職員措置請求に係る監査結果

I 監査の請求

1 請求人

市内在住の個人 1 名

2 請求の内容

平成 30 年 2 月 9 日に提出のあった越谷市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）に記載されている請求の内容は、以下のとおりである。

(1) 請求の要旨

平成 28 年 9 月 23 日、庁用備品購入を行う為、起案者庁舎管理課主査及び監督者として庁舎管理課副課長が予算執行伺書を作成し、稟議の上、副市長が決裁を行い、平成 29 年 2 月 14 日に支出命令書の決裁が行われた。

この予算執行伺書の作成の際に、本来なら、平成 26 年 10 月 31 日に入札が行われた第三庁舎の備品購入の時と同様に、A、B、C、D の事務機器メーカーの製品を指定する仕様書を作成すべきところ、D を除く三者の製品を指定する仕様書が作成されたことにより、適切な備品購入手続きが阻害され、見積もりの段階において 206,800 円①の損害を市に与えた。さらに、この措置によって、本来なら、支払う必要のない多額の損害を市に与えた。

このことの証左として、平成 25 年 7 月 19 日に入札が行われた出羽地区センター会議用機購入の際には、D の製品も指定され、結果は、他社の事務機メーカーの製品で入札した業者 E が落札をしたが、落札額は 2,800,600 円であった。この時の最高入札額は、5,525,000 円であった。この最高入札額と比較すると、その価格差は、2,724,400 円であり、最高入札額の 50.68% で落札されている。今回、D を含む四者の製品を指定する仕様書が適切に作成されていれば、今回の最高入札額、8,256,000 円 \times 50.68% = 4,184,140 円となり、落札額 7,297,800 円との差額、3,113,660 円②の損害を市に与えた。

したがって、今回の備品購入にかかわった 8 名に①②の合計額 3,320,460 円の弁済を行う事を命じ、さらに、今後、備品購入の際には、D を加えた四者の製品を指定する仕様書を基本として適正かつ公平で透明性の高い入札を実施するよう職員に徹底するなどの措置を行うよう指導していただきたい。

(2) 事実を証する書面の提出

事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）として、下記の資料が提出された。

資料1

- ・ 予算執行伺書「事務机等（片袖机・脇机・平机・ワゴン・更衣ロッカー）購入」の写し
- ・ 仕様書「片袖机外4品購入」の写し
- ・ 事務機器メーカーA、B、Cのカタログの写し
- ・ 片袖机等の物品の見積書2者分の写し
- ・ 契約依頼書（案）「事務机等（片袖机・脇机・平机・ワゴン・更衣ロッカー）購入」の写し
- ・ 入札記録書「片袖机外4品購入」の写し
- ・ 支出負担行為書（契約締結伺）「片袖机外4品購入」㊟の写し
- ・ 物品供給契約書「片袖机外4品購入」㊟の写し
- ・ 支出命令書「片袖机外4品購入」の写し
- ・ 請求書「片袖机外4品」の写し
- ・ 納品書「片袖机外4品購入」の写し

資料2

- ・ 入札指名通知「(仮称) 第三庁舎平机・ワゴン購入」の写し
- ・ 仕様書「(仮称) 第三庁舎平机・ワゴン購入」の写し
- ・ 入札記録書「(仮称) 第三庁舎平机・ワゴン購入」の写し

資料3

- ・ 「各社カタログ定価比較表」と題する書面

資料3-1

- ・ 事務機器メーカーDのカタログの写し

資料4

- ・ 入札指名通知「会議用机購入」の写し
- ・ 仕様書「会議用机購入」の写し
- ・ 入札書「会議用机購入」の写し
- ・ 入札記録書「会議用机購入」の写し

II 請求の受理

本請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する所定の要件を具備していると判断し、平成30年2月16日付けで受理した。

Ⅲ 監査の実施

1 監査対象事項

請求の要旨を踏まえ、本請求における監査の対象事項を以下のとおりとした。

「市が行った庁用備品（片袖机外4品）の購入について、違法又は不当な公金の支出であるか、また、その損害の補填が必要か。」

なお、住民監査請求は財務会計上の行為を対象として行われるものであり、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないものとされている（法第242条第2項）。

措置請求書の記載内容及び事実証明書を確認したところ、公金の支出を構成する支出負担行為、支出命令、公金の支払のうち、支出負担行為については、請求期限である1年を経過したものであったが、本件の公金の支出の違法性又は不当性、その損害の補填の必要性を判断するにあたり、公金の支出を構成する当該行為についても併せて監査対象とした。

2 監査対象部局

総務部 庁舎管理課
契約課

3 監査対象部局に対する調査

(1) 書類等の審査

総務部庁舎管理課及び契約課に提出を求めた関係資料及び帳簿、書類等の審査を実施した。

(2) 関係職員に対する事情聴取

庁舎管理課長、庁舎管理課調整幹、庁舎管理課副課長、契約課長及び契約課副課長に対して、平成30年3月12日に請求内容の事実関係について事情聴取を実施した。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して平成30年2月26日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から追加の証拠が提出されるとともに陳述があった。

なお、追加の証拠及びこれに関する陳述内容については、本件請求の要旨の範囲を超えるものであると判断し採用しないこととした。

5 監査対象部局の弁明

市長に対して、弁明書の提出を求めた。平成30年3月5日に弁明書の提出があり、その内容は以下のとおりである。原文から要約、抜粋して示す。

(1) 弁明書の内容

① 請求人の「請求の要旨」について

「請求の要旨」については、理解し得ない点が多々存在するが、「請求の要旨」を善解し、請求人の主張が『発注者を越谷市、受注者をEとする平成28年11月18日付け「物品供給契約」（以下「本件契約」という。）における予算執行伺書の仕様書に特定の事務機器メーカー3者の製品を載せたため、適正な価格で契約できずに越谷市に損害を与えた。』と解して弁明すれば、次のとおりである。

② 本件契約の事務手続について

i 本件契約の契約方法について

本件契約は、法第234条第1項に基づく指名競争入札により実施されたものであり、指名競争入札は、越谷市契約規則（昭和59年規則第39号。以下「規則」という。）第23条の規定により、一般競争入札に関する規定を準用して行うとされていることから、本件契約についても規則に従い、さらには平成11年に随意契約の事務執行上の指針として作成した随意契約事務の指針（以下「随契指針」という。）に従い行ったところである（本市は、指名競争入札においてもほかに定めのないものについては、随契指針に従い契約手続を行っている。）。

ii 予算執行伺書の仕様書について

ア 予算執行伺書の仕様書は、件名、納品場所、履行期限等のほか、契約に影響する事項を具体的に記載した文書であり、随契指針では「契約の相手方にしてもらい内容を記載した文書」としている。換言すれば、発注者の目的ないし求める性能や水準を相手方に明確に伝達するためのものである。

イ 予算執行伺書の仕様書に記載すべき事項は、随契指針に記載している「仕様書の作成」に基づきなされるものである。

ウ 随契指針における予算執行伺書の「仕様書の記載事項」は、①件名、②履行場所（納品場所）、③履行期間又は履行期限、④契約内容とされている。

エ 本件契約の目的は、職員の職務環境の改善の一環として本庁舎の片袖机（68台）のほか4品を購入するものであり、本件契約の予算執行伺書の仕様書（証拠書類(1)）にあつては、入札業者に本件契約の

契約内容を明確に伝達するために、その規格等を満たす製品の参考として事務機器メーカー3者の製品を示したものであり、同等品以上のものであれば他の事務機器メーカーの製品を選定することを妨げるものではない。なお、このことは、本件契約の予算執行伺書の仕様書に「※参考品番は下記のとおり。」、「※同等品以上可とする。」と記載している。

- ③ 本件契約の予算執行伺書の仕様書作成における適法性について
- i 本件契約の予算執行伺書の仕様書は、随契指針の「仕様書の記載事項」の要件を全て満たして作成されている。
 - ii 請求人は、本件契約の予算執行伺書の仕様書作成の際に、平成26年10月31日の入札と同様に、予算執行伺書の仕様書に特定の事務機器メーカー4者の製品を載せるべきと主張するが、随契指針等において請求人が主張するような、予算執行伺書の仕様書に特定の型番ないし品番を載せなければならないとする定めはない。これは、特定の型番ないし品番を指定することにより、特定の業者のみが対応可能な契約内容となり、公平性・競争性を欠くことになるためである。
また、仕様書は、前述のとおり、発注者の目的ないし求める性能や水準を相手方に明確に伝達するためのものであるため、参考としていずれの事務機器メーカーの製品を載せること等は、全くもって越谷市の裁量である。
 - iii 本件契約の予算執行伺書の仕様書は、片袖机外4品を購入するにあたり、発注者の求める規格及び性能を満たす製品であれば、それと同等品以上を可としており、公平性・競争性の確保に留意して作成したものであるため、請求人が主張する「適切な備品購入手続きが阻害された」とする事実はない。
 - iv 以上のとおり、本件契約の締結にあたっては、法、規則及び随契指針に基づき適切に手続がされているため、「本来なら、支払う必要のない多額の損害を市に与えた。」とする事実はない。

④ 請求人が主張する越谷市の損害額について

請求人が主張する本件契約の落札業者が納入する事務機器メーカーの製品の本体価格と事務機器メーカーDの製品の本体価格を比較して損害額を算出する方法、また本件契約とは全く関係のない過去の入札結果から算出した数値を本件契約の入札結果に当てはめて本市の損害額を算出する方法は、算出根拠として全く理解できず、請求人が主張する越谷市の

損害額は何ら根拠もないため、不適當であると言わざるを得ない。

⑤ 結論

以上のとおりであるから、本件契約の締結にあたっては、違法又は不当な公金の支出の事実はない。よって、越谷市に損害もない。

(2) 証拠書類の提出

証拠書類として、下記の資料が提出された。

証拠書類(1)

- ・ 本件契約の予算執行伺書（訂正後）
- ・ 仕様書「片袖机外 4 品購入」（訂正後）
- ・ 見積書 2 者分

証拠書類(2)

- ・ 随意契約事務の指針（抜粋）

IV 監査の結果

1 事実の確認

請求の要旨に記載された事実に関する事項について、関係資料を照合、審査し関係職員及び関係人から説明を聴取し、確認した事実は以下のとおりである。

(1) 市の物品購入に係る財務会計事務について

市の物品購入に係る財務会計事務は、法令その他別に定めるものを除くほか、予算の執行に関する事務については、越谷市予算規則（平成 5 年規則第 20 号）、物品の管理に関する事務については、越谷市物品管理規則（平成 12 年規則第 28 号）、会計に関する事務については、越谷市会計規則（平成 5 年規則第 22 号）により行われている。

契約に関する事務については、法令、規則及び随契指針により行われている。また、指名競争入札に参加する者（以下「指名業者」という。）の選定は、越谷市物品購入等指名業者選定要綱（平成 12 年告示第 50 号。以下「選定要綱」という。）に規定する越谷市物品購入等業者指名委員会（以下「指名委員会」という。）に諮り選定している。指名委員会は、総務部長、総務部副部長、契約課長、財政課長、行政管理課長及び学校管理課長により組織されている。さらに、物品の履行の検査については、越谷市物品及び役務等検査事務取扱要綱（平成 13 年告示第 34 号）により行われている。

(2) 本請求に係る財務会計事務手続について

① 予算執行伺書の作成について

本件契約の予算執行の所管課は、庁舎管理課であり、本件契約の目的は、職員の職務環境改善の一環として本庁舎の片袖机外4品（片袖机68台、脇机39台、平机1台、ワゴン1台及び3連ロッカー52台）を購入するものである。

庁舎管理課は、予算執行伺書の起票にあたり、本件契約に係る件名、品名及び数量、規格、納入場所、納入期限、納入予定日及び搬出納入についての注意事項を記載した仕様書を作成した。なお、規格については、購入予定物品に係る事務機器メーカー3者分の参考品番を記載していた。次に、当該仕様書により入札参加資格を有する業者2者に参考見積書の提出を依頼し、提出された参考見積書のうち安価な金額を採用して、本件契約に係る予算執行伺書の予定金額を9,219,096円とした。契約方法を指名競争入札とし、平成28年9月30日に予算執行伺書の決裁を受けた。その後、契約依頼書に予算執行伺書の写し、参考見積書の写し、仕様書を添付し契約課に契約依頼を行った。

② 指名業者の選定について

契約課は、庁舎管理課からの依頼を受け、当該案件について書面上の確認をしたところ、予算執行伺書等に記載されている件名の簡略化と仕様書の規格の項目に「同等品以上を可とする」ことや「参考品番以外の品で入札する場合は質疑書を提出する」ことなどについて加筆が必要とし、庁舎管理課と調整のうえ各書類の修正を行った。その後、指名委員会に当該案件を諮り、指名業者6者の選定を行った。

③ 指名競争入札について

契約課は、選定された指名業者に電子メールで指名通知（開札日時・開札会場・契約条件等が記載された書面、誓約書、入札書、質疑書及び仕様書の交付）を行った。入札方法は郵便入札であった。

なお、当該案件について、参考品番以外の品で入札する場合及びその他の事項に関する質疑書の提出はなかった。また、入札書は全て入札日の前日に郵送により契約課に到達しており、平成28年11月11日に入札を執行し、落札業者を決定した。

④ 支出負担行為及び契約の締結について

契約課は、落札業者決定後、支出負担行為額7,881,624円とする支出負担行為書（契約締結伺）を起票し、平成28年11月14日に決裁

を受けた。その後、落札業者と契約書を取り交わし、平成28年11月18日に契約を締結した。庁舎管理課には支出負担行為書（契約締結同）の写し及び契約書の写しを送付し、契約締結の報告を行った。

⑤ 履行確認について

庁舎管理課は平成29年2月4日、納入された物品を契約書及び仕様書等と照合し、指定数量が指定場所に納入されているかなどの履行確認を行い、庁舎管理課長が納品書に検収印を押印した。

⑥ 業者への契約金額の支払について

庁舎管理課は、契約業者から提出のあった請求書により支出額7,881,624円とする支出命令書を起票し、平成29年2月14日に決裁を受けた。その後、支出命令書及び請求書を出納課に提出した。

出納課は、本件契約に係る支出について審査し、平成29年2月22日に契約業者の指定口座に振込により7,881,624円を支払った。

2 判断

確認した事実等に基づき、次のとおり判断する。

(1) 本請求に係る公金の支出について

本件契約に係る事務手続は、法令、規則、選定要綱及び随契指針に基づき適正に行われており、本請求における公金の支出の行為である支出負担行為、支出命令及び公金の支払について違法性、不当性は認められない。

(2) 市の損害について

① 請求人は、事実証明書として提出した「各社カタログ定価比較表」と題する書面（資料3）、事務機器メーカーDのカタログの写し（資料3-1）に基づき、本件契約の落札業者であるEが納入した事務機器メーカーAの製品の本体価格と事務機器メーカーDの製品の本体価格を比較し、その差額をもって市に損害を与えたと主張している。

しかし、契約金額は入札を執行することにより、競争性が発揮され金額が決定するものであり、カタログ記載の本体価格を比較し、金額に差額があったとしても、それ自体が入札の結果に影響を及ぼすものではない。よって請求人の主張は認められない。

② 本件契約が市に損害を与えたとする証左として、請求人が主張する平成25年7月19日に入札が行われた出羽地区センター会議用机購入の

契約（以下「会議用机購入契約」という。）は、本件契約と購入した物品、数量、納入場所等の条件が異なっており、2つの契約に関連性は見られない。請求人は、会議用机購入契約の入札における最高入札額と落札額の結果から算出した数値を、本件契約の入札結果に当てはめて算出し、その算出した金額をもって市に損害を与えたとするが、これは具体的かつ合理的な裏付を伴うものではなく、単に一つの推測を述べるに過ぎないから、請求人の主張は認められない。よって、本件契約に関わった職員に損害の補填を求める請求人の主張についても認められない。

(3) 今後なされる物品購入の際に事務機器メーカーDを含めた4者を指定する仕様書を基本とすることについて

請求人は、今後なされる備品購入の際に事務機器メーカーDを含めた4者を指定する仕様書を基本とすることを求めているが、これは「購入予定物品の仕様書に事務機器メーカーDを含めた事務機器メーカー4者が取扱う物品の品番を記載すること」を求めていると解釈し判断する。

市が購入する物品は多種多様であって、本件契約のような物品も、多数の事務機器メーカーによる取扱いがあり、さらにその取扱製品の中にも多数の種類が存在することが推察される。物品の購入にあたっては、物品の形状、寸法、機能のほか、使い勝手や耐久性などを考慮し、複数の事務機器メーカーの品番を参考として仕様書に記載しているものである。

本件契約の仕様書に記載された参考品番は、市が求める物品がどのようなものであるかを契約の相手方に伝えるためのものである。また、参考品番以外の製品であっても同等品以上のものであれば、入札可能とし、その場合の確認方法についても記載しており、特定の事務機器メーカーを限定して入札の対象としたものではない。

市が求める性能を満たす物品は4者の製品に限定されるものではなく、請求人が主張する特定の事務機器メーカー4者の製品を仕様書に記載することを基本とすることには理由がない。したがって、請求人の主張は認められない。

3 結論

以上のことから、請求人の請求にはいずれも理由がないものと判断し、これを棄却する。